



令 01 原機 (温 H) 004

令和 2 年 3 月 30 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児 玉 敏 雄



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 (北地区) の原子炉施設

[HTTR (高温工学試験研究炉)] の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書

[HTTR の変更 (第 4 回申請)] の取下げ願

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 26 日付け 30 原機 (温 H) 009 をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 (北地区) の原子炉施設 [HTTR (高温工学試験研究炉)] の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書 [HTTR の変更 (第 4 回申請)] について、下記の理由により取り下げるものといたします。

記

取り下げる理由

新規制基準対応の 1 つとして申請を行っていたが、設計及び工事の方法の認可申請に係る分割申請の内容を合理化するとともに、原子炉設置変更許可申請の記載内容との整合性を確保した上で再申請を行うため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 (北地区) の原子炉施設 [HTTR (高温工学試験研究炉)] の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書 [HTTR の変更 (第 4 回申請)] を取り下げる。